

教第1422号
令和3年11月1日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

技能指導官に関する要綱の制定について（通達）

警察実務に関する卓越した専門的な技能又は知識を有する者を技能指導官として効果的に活用するとともに、技能指導官の士気高揚と、警察力の一層の高度・専門化を図るため、これまで「技能指導官に関する要綱」（平成26年10月29日付け教第1063号。以下「旧要綱」という。）に基づき技能指導官制度を運用してきたところであるが、この度、技能指導官に係る専門的な技能や知識の種別を拡充するなど、その運用を見直したことに伴い、別添のとおり「技能指導官に関する要綱」を定め、令和3年11月1日から施行することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、旧要綱は廃止する。

別添

技能指導官に関する要綱

1 目的

この要綱は、実務経験が豊富な警察職員の警察実務に関する卓越した専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）を活用することにより、警察職員の専門的技能等の向上に資するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 技能指導官の設置

技能指導官を置くことを必要とする所属は、専門的技能等の種別に応じ、警察本部長（以下「本部長」という。）が定めるものとする。

3 専門的技能等の種別等

技能指導官に係る専門的技能等の種別及び業務を担当する警察本部の所属（以下「業務担当所属」という。）は、別表のとおりとする。

4 技能指導官の任命

(1) 技能指導官審査委員会の構成

技能指導官審査委員会（以下単に「委員会」という。）は、委員長及び委員をもって構成し、委員長には本部長を、委員には各部室長、警務部参事官兼首席監察官、警察学校長、刑事部組織犯罪対策統括官及び警務部警務課長をもって充てる。

(2) 技能指導官の任命手続き

ア 所属長は、7に規定する任用基準を満たし、かつ技能指導官としてふさわしい職員を認めたときは、技能指導官上申書（別記様式第1号）により、専門的技能等に係る業務を担当する部長又は総務室長（以下「担当部長等」という。）に上申するものとする。

イ 担当部長等は、所属長の報告を受け、技能指導官に任命することがふさわしい職員を選考し、技能指導官推薦書（別記様式第2号）により意見を付して、警務部教養課長（以下「教養課長」という。）を經由して委員会に推薦するものとする。

ウ 本部長は、委員会の審査結果に基づき、技能指導官を任命することができる。技能指導官を任命するときは、技能指導官任命書（別記様式第3号）を交付して任命するものとする。

5 技能指導官の解任

(1) 技能指導官の解任事由

ア 技能指導官としての職務を遂行することが困難と認められるとき。

イ 技能指導官としてふさわしくないと認めたとき、又はふさわしくない事由が生じたとき。

(2) 技能指導官の解任手続き

ア 所属長は、技能指導官が5(1)に規定する解任事由に該当すると認めたときは、技能指導官解任上申書（別記様式第4号）により、担当部長等に上申するものとする。

イ 担当部長等は、所属長の報告を受け、技能指導官を解任する必要性を認めたときは、技能指導官解任上申書（別記様式第4号）に意見を付して、教養課長を経由して委員会に上申するものとする。

ウ 本部長は、委員会の意見を聞き、技能指導官を解任することができる。技能指導官を解任するときは、技能指導官解任書（別記様式第5号）を交付して解任するものとする。ただし、職務の遂行が困難となる事由が解消されたときは技能指導官へ再任することを妨げないものとする。

6 技能指導官の行う職務

技能指導官は、命を受け、次に掲げる方法により専門的技能等に関し警察職員に対する指導を行うものとする。

- (1) 技能指導官又は専門的技能等の指導を受ける者が専門的技能等に係る職務を遂行しながら行われる教養
- (2) 学校教養等の集合教養
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、専門的技能等の種別その他の事情に応じ適当と認められる方法

7 技能指導官に充てる職員

技能指導官の任用基準は、45歳以上の警視、警部、警部補又はこれに相当する一般職員であり、かつ、専門的技能等に係る実務経験を15年以上有する者とする。ただし、技能指導官としての職務を遂行する能力及び経験を有しており、真にふさわしいと認められる者を任用するときは、この限りではない。

8 技能指導官の運用計画

教養課長は、毎年度5月末までに、別に定める技能指導官運用計画書により、技能指導官の年度における運用計画を策定するものとする。この場合において、教養課長は、業務担当所属の長及び技能指導官が配置されている所属（以下「技能指導官配置所属」という。）の長とあらかじめ協議するものとする。

9 技能指導官の活用

(1) 警務部教養課

教養課長は、技能指導官に対し、集合教養の機会を作るなど教養機会の確保に努めるものとする。

(2) 業務担当所属

業務担当所属の長は、当該業務を担当する技能指導官に対し、集合教養の運用、資料の提供等、教養に必要な支援に努めるものとする。

(3) 技能指導官配置所属

技能指導官配置所属の長は、自所属の技能指導官に対し、教養機会の確保や他所属への派遣対応等、技能指導官の活動の支援に努めるものとする。

(4) 活動実績の報告

技能指導官は、警務部教養課（以下「教養課」という。）が別に定める様式により活動実績を報告するものとする。

10 表彰

教養課長は、専門的技能等の伝承に功労のある技能指導官を認めたときは、業務

担当所属の長及び技能指導官配置所属の長と協議し、表彰上申するものとする。表彰に関する手続きについては、別に定めるものとする。

11 技能指導官名簿の作成

教養課長は、技能指導官が任命されたときは、技能指導官名簿（別記様式第6号）を作成し、各所属長に通知してその活用を図るものとする。ただし、専門的技能等の種別により周知を図ることが適当でないと委員会が認めた者については、通知しないものとする。

12 技能指導官の派遣要請

技能指導官の派遣については、技能指導官配置所属の長に対し、技能指導官派遣要請書（別記様式第7号）により要請するものとする。

13 その他

この要綱の実施に関する事務は、教養課において処理するものとする。

附 則（令和3年11月1日付け教第1422号）

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則（令和4年3月15日付け生総第163号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（「専門的技能等の種別等」関係）

部 門	専門的技能又は知識の種別	業務担当所属
総警務	1 警察広報 2 被害者支援 3 警察安全相談 4 会計業務 5 留置管理 6 総合対処法訓練	広報県民課 広報県民課 広報県民課 会計課 留置管理課 教養課
生活安全	1 犯罪抑止対策 2 許可等事務 3 人身安全関連事案対策 4 子供・女性安全対策 5 少年補導、立ち直り支援 6 少年関係事犯捜査 7 風俗関係事犯捜査 8 生活経済事犯捜査 9 生活環境事犯捜査 10 サイバー犯罪捜査	生活安全総務課 生活安全総務課 人身安全対策課 少年課 少年課 少年課 生活環境課 生活環境課 生活環境課 サイバー犯罪対策課
地 域	1 職務質問 2 山岳遭難救助 3 通信指令	地域課 地域課 通信指令課
刑 事	1 犯罪分析・捜査支援 2 犯罪収益対策 3 強行犯捜査 4 特殊犯捜査 5 知能犯捜査 6 窃盗犯捜査 7 暴力団対策 8 薬物・銃器犯罪捜査 9 国際犯罪捜査 10 鑑識・鑑定	刑事総務課 刑事総務課 捜査第一課 捜査第一課 捜査第二課・組織犯罪対策課 捜査第三課 組織犯罪対策課 組織犯罪対策課 国際捜査課 鑑識課・科学捜査研究所
交 通	1 交通安全対策 2 交通事故事件捜査 3 交通取締り 4 交通規制・管制	交通企画課 交通指導課 交通指導課 交通規制課
警 備	1 警備情報活動 2 警備犯罪捜査 3 警衛・警護 4 警備実施 5 機能別部隊活動	警備第一課 警備第一課 警備第二課 警備第二課 機動隊